

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月25日

【四半期会計期間】 第121期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社常陽銀行

【英訳名】 The Joyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 寺 門 一 義

【本店の所在の場所】 水戸市南町2丁目5番5号

【電話番号】 水戸(029)231-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 笹 島 律 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲2丁目7番2号  
株式会社常陽銀行 経営企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)3272-8791

【事務連絡者氏名】 経営企画部東京事務所長 岡 崎 信 一

【縦覧に供する場所】 株式会社常陽銀行 東京営業部  
(東京都中央区八重洲2丁目7番2号)  
株式会社常陽銀行 福島支店  
(福島市本町6番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 株式会社常陽銀行福島支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため、縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	81,188	79,123	77,114	161,359	154,402
うち連結信託報酬	百万円	9	12	18	23	31
連結経常利益	百万円	9,612	16,979	15,160	20,308	20,791
連結中間純利益	百万円	7,419	11,400	9,209	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	14,051	13,990
連結中間包括利益	百万円	—	5,854	3,262	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	5,190
連結純資産額	百万円	419,438	430,881	425,213	428,101	424,997
連結総資産額	百万円	7,390,066	7,363,437	7,693,929	7,416,708	7,438,307
1株当たり純資産額	円	540.75	555.21	551.73	551.79	551.72
1株当たり中間純利益金額	円	9.59	14.75	12.00	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	18.17	18.14
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	9.59	14.74	12.00	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	18.17	18.14
自己資本比率	%	5.6	5.8	5.4	5.7	5.6
連結自己資本比率 (国内基準)	%	12.60	13.32	13.43	12.70	12.77
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	86,395	119,107	277,290	80,662	221,708
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△123,226	△84,392	△181,991	△98,170	△93,459
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3,124	△8,094	△7,635	△6,232	△18,342
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	113,580	156,400	327,330	129,800	239,686
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,947 〔2,101〕	3,875 〔2,074〕	3,887 〔2,063〕	3,863 〔2,087〕	3,793 〔2,071〕
信託財産額	百万円	2,457	2,682	2,720	2,642	2,968

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

5 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

8 当中間連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成22年度中間連結会計期間及び平成22年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第119期中	第120期中	第121期中	第119期	第120期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	71,461	69,454	67,803	141,699	135,196
うち信託報酬	百万円	9	12	18	23	31
経常利益	百万円	9,212	15,724	13,253	18,528	18,926
中間純利益	百万円	7,152	10,649	8,685	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	12,994	12,912
資本金	百万円	85,113	85,113	85,113	85,113	85,113
発行済株式総数	千株	822,231	822,231	816,231	822,231	816,231
純資産額	百万円	414,450	424,118	417,347	422,197	417,816
総資産額	百万円	7,379,258	7,349,558	7,676,056	7,404,353	7,421,342
預金残高	百万円	6,554,982	6,677,614	7,070,005	6,681,175	6,817,506
貸出金残高	百万円	4,819,016	4,796,800	4,812,282	4,839,087	4,800,612
有価証券残高	百万円	2,158,164	2,190,589	2,344,491	2,156,889	2,185,635
1株当たり純資産額	円	536.21	548.71	544.12	546.24	544.78
1株当たり中間純利益金額	円	9.25	13.77	11.32	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	16.81	16.74
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	9.25	13.77	11.32	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	16.81	16.74
1株当たり配当額	円	4.00	4.00	4.00	8.00	8.00
自己資本比率	%	5.6	5.7	5.4	5.7	5.6
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.39	13.01	13.08	12.46	12.45
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,529 〔1,727〕	3,443 〔1,689〕	3,457 〔1,676〕	3,442 〔1,712〕	3,360 〔1,689〕
信託財産額	百万円	2,457	2,682	2,720	2,642	2,968
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。  
4 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。  
5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。  
6 当中間会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成22年9月及び平成23年3月の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結結果計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の連結子会社の「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

平成23年度上半期の方が国経済は、東日本大震災の直後に比べ、サプライチェーンの復旧などを背景に緩やかに持ち直しが続いています。欧州財政問題の再燃等をはじめとして、海外経済が不安定な状況にあり、国内景気の下ぶれリスクが高まっています。茨城県経済においても、持ち直しの動きがみられるものの、国内経済と同様の要因に加え、原発事故による風評被害の影響もあり、先行きは不透明な状況にあります。

こうした経済環境のもと、当第2四半期連結累計期間の業績は次のとおりとなりました。

当第2四半期連結累計期間の経常収益は貸出金利息の減少を主因とした資金運用収益の減少等により、前第2四半期連結累計期間比20億円減少し771億円となりました。

経常費用は預金利息の減少を主因とした資金調達費用の減少、国債等債券売却損の減少を主因としたその他業務費用の減少、その他経常費用の増加等により、前第2四半期連結累計期間比1億円減少し619億円となりました。

以上により、経常利益は、前第2四半期連結累計期間比18億円減少し151億円となりました。また、中間純利益は前第2四半期連結累計期間比21億円減少し92億円となりました。

なお、銀行の健全性を示す連結自己資本比率は13.43%と引き続き高い水準を維持しております。

セグメント情報では、銀行業務の経常収益が前第2四半期連結累計期間比16億円減少し678億円となり、セグメント利益（経常利益）は前第2四半期連結累計期間比24億円減少し132億円となりました。リース業務の経常収益は前第2四半期連結累計期間比2億円減少し81億円となりましたが、セグメント利益（経常利益）は前第2四半期連結累計期間と同水準の7億円となりました。銀行業務、リース業務以外のその他の経常収益は前第2四半期連結累計期間比1億円減少し46億円となりましたが、セグメント利益（経常利益）は前第2四半期連結累計期間比4億円増加し10億円となりました。

当四半期連結会計期間末の総資産につきましては、有価証券や貸出金、現金預け金の増加等により、前連結会計年度末比2,556億円増加し、7兆6,939億円となりました。

負債につきましては、預金の増加等により、前連結会計年度末比2,554億円増加し、7兆2,687億円となりました。

純資産はその他有価証券評価差額金が減少するものの利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末比2億円増加し、4,252億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支については、国内業務部門で468億67百万円、国際業務部門で13億90百万円、全体では482億79百万円となりました。

また、役務取引等収支については、国内業務部門で87億74百万円、国際業務部門で65百万円、全体では75億33百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	48,254	1,385	21	49,661
	当第2四半期連結累計期間	46,867	1,390	21	48,279
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	52,693	1,735	△358	54,070
	当第2四半期連結累計期間	49,979	1,853	△255	51,577
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	4,438	350	△379	4,409
	当第2四半期連結累計期間	3,111	463	△277	3,297
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	12	—	—	12
	当第2四半期連結累計期間	18	—	—	18
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	9,089	53	△1,293	7,849
	当第2四半期連結累計期間	8,774	65	△1,306	7,533
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	12,956	88	△1,700	11,345
	当第2四半期連結累計期間	12,700	98	△1,717	11,081
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,867	35	△407	3,495
	当第2四半期連結累計期間	3,926	32	△410	3,548
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	147	187	—	334
	当第2四半期連結累計期間	165	75	—	241
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	147	187	—	334
	当第2四半期連結累計期間	165	75	—	241
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	3,564	△353	—	3,210
	当第2四半期連結累計期間	2,883	557	—	3,441
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	3,817	400	—	4,218
	当第2四半期連結累計期間	2,999	557	—	3,557
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	253	754	—	1,008
	当第2四半期連結累計期間	115	—	—	115

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内に本店を有する(連結)子会社(以下、国内(連結)子会社という。)の円建取引であります。また、「国際業務部門」は当行国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息を計上しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門が127億円、国際業務部門が98百万円、合計では110億81百万円となりました。  
 一方、役務取引等費用は、国内業務部門が39億26百万円、国際業務部門が32百万円、合計では35億48百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	12,956	88	△1,700	11,345
	当第2四半期連結累計期間	12,700	98	△1,717	11,081
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	2,931	—	△15	2,916
	当第2四半期連結累計期間	2,796	—	△16	2,780
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	3,136	82	△12	3,206
	当第2四半期連結累計期間	3,094	79	△13	3,159
うち信託関連業務	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	1,405	1	△3	1,403
	当第2四半期連結累計期間	1,591	12	△21	1,582
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,171	—	△0	1,171
	当第2四半期連結累計期間	971	—	△0	971
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	271	—	△0	271
	当第2四半期連結累計期間	270	—	△0	269
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	1,372	4	△425	951
	当第2四半期連結累計期間	1,304	4	△423	885
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,867	35	△407	3,495
	当第2四半期連結累計期間	3,926	32	△410	3,548
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	615	13	—	628
	当第2四半期連結累計期間	609	12	—	621

(注) 1 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

国内・国際業務部門特定取引の状況

特定取引収益は、国内業務部門で商品有価証券収益に92百万円、特定金融派生商品収益に71百万円、その他の特定取引収益に1百万円、国際業務部門で商品有価証券収益に75百万円計上いたしました。

特定取引費用は、計上しておりません。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	147	187	—	334
	当第2四半期連結累計期間	165	75	—	241
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	90	187	—	278
	当第2四半期連結累計期間	92	75	—	168
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結累計期間	56	—	—	56
	当第2四半期連結累計期間	71	—	—	71
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	1	—	—	1
特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	6,604,624	72,990	△14,316	6,663,298
	当第2四半期連結会計期間	7,004,475	65,530	△12,079	7,057,926
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	3,690,246	—	△4,765	3,685,480
	当第2四半期連結会計期間	4,046,381	—	△6,811	4,039,569
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,854,905	—	△9,510	2,845,395
	当第2四半期連結会計期間	2,884,203	—	△5,210	2,878,993
うちその他	前第2四半期連結会計期間	59,472	72,990	△40	132,422
	当第2四半期連結会計期間	73,890	65,530	△57	139,363
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	34,740	—	△4,100	30,640
	当第2四半期連結会計期間	3,383	—	△1,100	2,283
総合計	前第2四半期連結会計期間	6,639,364	72,990	△18,416	6,693,939
	当第2四半期連結会計期間	7,007,858	65,530	△13,179	7,060,209

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金

4 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,765,408	100.00	4,780,795	100.00
製造業	682,139	14.31	697,369	14.59
農業・林業	14,484	0.30	13,502	0.28
漁業	3,477	0.07	3,109	0.07
鉱業・採石業・砂利採取業	17,484	0.37	18,077	0.38
建設業	170,566	3.58	157,571	3.30
電気・ガス・熱供給・水道業	47,287	0.99	50,173	1.05
情報通信業	36,061	0.76	41,129	0.86
運輸業・郵便業	109,975	2.31	156,735	3.28
卸売業・小売業	603,796	12.67	601,493	12.58
金融業・保険業	130,990	2.75	114,304	2.39
不動産業・物品賃貸業	752,258	15.79	762,180	15.94
医療・福祉等サービス業	376,137	7.89	363,023	7.59
地方公共団体	700,374	14.70	682,347	14.27
その他	1,120,375	23.51	1,119,778	23.42
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	4,765,408	—	4,780,795	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金や借入金  
の増加等により2,772億円の収入となりました。前第2四半期連結累計期間との比較では、1,581億円の増加となりました。

投資活動によりキャッシュ・フローは、有価証券の取得等を主因に1,819億円の支出となりました。前第2四半期連結累計期間  
との比較では、975億円の減少となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後ローンの返済や配当金支払等により76億円の支出となりました。前第2四半  
期連結累計期間との比較では、4億円の増加となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は876億円増加し、3,273億円となりました。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

科目	資産			
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	136	4.59	139	5.14
有形固定資産	2,555	86.09	2,353	86.48
無形固定資産	154	5.20	115	4.24
その他債権	4	0.15	2	0.10
銀行勘定貸	19	0.64	16	0.60
現金預け金	98	3.33	93	3.44
合計	2,968	100.00	2,720	100.00

科目	負債			
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	44	1.50	42	1.56
包括信託	2,924	98.50	2,678	98.44
合計	2,968	100.00	2,720	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前連結会計年度及び当中間連結会計期間の取扱残高はありません。



## (単体情報)

## (参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	59,006	57,609	△1,397
うち信託報酬	12	18	5
経費(除く臨時処理分)	35,422	35,364	△58
人件費	17,664	17,624	△39
物件費	15,565	15,625	59
税金	2,192	2,114	△78
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	23,583	22,244	△1,339
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	23,583	22,244	△1,339
一般貸倒引当金繰入額	△155	2,086	2,242
業務純益	23,739	20,158	△3,581
うち債券関係損益	2,903	2,873	△29
臨時損益	△8,015	△6,904	1,110
株式等関係損益	△646	△1,237	△590
不良債権処理額	7,015	4,162	△2,853
貸出金償却	2,472	2,840	368
個別貸倒引当金繰入額	4,220	1,650	△2,569
偶発損失引当金繰入額	—	—	—
バルクセール売却損	32	246	214
その他の処理額	291	475	184
償却債権取立益	—	1,051	1,051
その他臨時損益	△353	△1,504	△1,151
経常利益	15,724	13,253	△2,470
特別損益	402	△440	△843
うち固定資産処分損益	△203	△170	32
税引前中間純利益	16,127	12,813	△3,313
法人税、住民税及び事業税	2,234	3,600	1,366
法人税等調整額	3,243	526	△2,716
法人税等合計	5,477	4,127	△1,349
中間純利益	10,649	8,685	△1,964

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.50	1.36	△0.14
(イ) 貸出金利回	1.73	1.60	△0.13
(ロ) 有価証券利回	1.04	1.05	0.01
(2) 資金調達原価 ②	1.14	1.05	△0.09
(イ) 預金等利回	0.09	0.06	△0.03
(ロ) 外部負債利回	0.92	0.70	△0.22
(3) 総資金利鞘 ① - ②	0.36	0.31	△0.05

(注) 1 「国内業務部門」とは、本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

### 3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	11.11	10.62	△0.49
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	11.11	10.62	△0.49
業務純益ベース	11.18	9.62	△1.56
中間純利益ベース	5.01	4.14	△0.87

(注) 1 分母となる自己資本平均残高は、(期首自己資本+期末自己資本) ÷ 2 を使用しております。

2 自己資本=純資産の部合計-新株予約権

### 4 預金・貸出金の状況 (単体)

#### (1) 銀行勘定

##### ① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	6,677,614	7,070,005	392,390
預金 (平残)	6,719,066	7,057,736	338,669
貸出金 (末残)	4,796,800	4,812,282	15,482
貸出金 (平残)	4,839,711	4,812,992	△26,719

##### ② 個人・法人別預金残高 (国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	5,184,456	5,363,718	179,262
法人	1,127,151	1,276,040	148,888
合計	6,311,608	6,639,759	328,150

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

##### ③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,392,983	1,412,803	19,819
住宅ローン残高	1,005,036	1,012,732	7,695
その他ローン残高	387,946	400,070	12,124

##### ④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	2,906,497	2,912,772	6,275
総貸出金残高	② 百万円	4,796,800	4,812,282	15,482
中小企業等貸出金比率	①/② %	60.59	60.52	△0.07
中小企業等貸出先件数	③ 件	242,721	237,050	△5,671
総貸出先件数	④ 件	243,478	237,813	△5,665
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.68	99.67	△0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

#### (2) 信託勘定

該当ありません。

### 5 債務の保証 (支払承諾) の状況 (単体)

#### ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	155	612	158	591
保証	4,751	22,411	4,436	20,339
計	4,906	23,023	4,594	20,930

## (自己資本比率の状況)

## (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る計算は、粗利益配分手法を採用しております。

## 連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	85,113	85,113
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	58,574	58,574
	利益剰余金	270,086	272,698
	自己株式（△）	26,844	25,807
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	3,091	3,067
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	42	59
	連結子法人等の少数株主持分	1,742	2,027
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	2,333	3,978
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
繰延税金資産の控除金額（△）	—	—	
計 (A)	383,288	385,618	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	11,221	11,109
	一般貸倒引当金	725	801
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	30,000	20,400
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	30,000	20,400
計	41,946	32,310	
うち自己資本への算入額 (B)	41,946	32,310	
控除項目 (C)	3,634	5,120	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	421,600	412,808	
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	2,827,329	2,756,322
	オフ・バランス取引等項目	123,762	109,910
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,951,092	2,866,233
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	213,361	207,232
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	17,068	16,578
	信用リスク・アセット調整額 (H)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (I)	—	—
計 (E) + (F) + (H) + (I) (J)	3,164,454	3,073,465	
連結自己資本比率（国内基準）= D/J × 100 (%)	13.32	13.43	
(参考) Tier 1比率 = A/J × 100 (%)	12.11	12.54	

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	85,113	85,113
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	58,574	58,574
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	55,317	55,317
	その他利益剰余金	212,748	214,373
	その他	—	—
	自己株式（△）	28,072	26,899
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	3,091	3,067
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	42	59
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	4,469	6,211
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	376,160	377,258	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	9,949	9,837
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	30,000	20,400
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	30,000	20,400
	計	39,949	30,237
うち自己資本への算入額 (B)	39,949	30,237	
控除項目	控除項目（注4） (C)	5,846	7,421
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	410,263	400,073
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	2,819,080	2,748,521
	オフ・バランス取引等項目	123,762	106,125
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,942,842	2,854,646
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	208,787	202,348
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	16,702	16,187
	信用リスク・アセット調整額 (H)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (I)	—	—
計 (E) + (F) + (H) + (I) (J)	3,151,630	3,056,995	
単体自己資本比率（国内基準）=D/J×100 (%)	13.01	13.08	
(参考) Tier 1比率=A/J×100 (%)	11.93	12.34	

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	175	136
危険債権	834	1,012
要管理債権	205	394
正常債権	47,215	47,020

(注) 上記は自己査定に基づき、与信関連債権の査定結果を記載しております。

なお、金額は単位未満を四捨五入しております。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,167,515,000
計	2,167,515,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	816,231,875	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株であります。
計	816,231,875	同左	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当行は当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

###### ① 株式会社常陽銀行第5回新株予約権（発行日：平成23年7月20日）

決議年月日	平成23年6月28日
新株予約権の数	78,720個（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	78,720株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月21日～平成53年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 300円 資本組入額 150円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成52年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

###### ② 株式会社常陽銀行第6回新株予約権（発行日：平成23年7月20日）

決議年月日	平成23年6月28日
新株予約権の数	60,999個（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	60,999株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月21日～平成53年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 321円 資本組入額 161円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成52年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 1 株

2 新株予約権の目的となる株式の数

付与株式数は、新株予約権の割当日以後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数により行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 新株予約権の行使の条件（その他の条件）

① 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

② 上記「新株予約権の行使の条件」、①に関わらず、新株予約権者および相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記 4 に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

④ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の事由および条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	816,231	—	85,113,078	—	58,574,006

## (6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー)サブ アカウント アメリカン クライアント	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	42,097	5.15
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	28,992	3.55
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	28,973	3.54
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	28,003	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	26,775	3.28
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	17,049	2.08
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	16,448	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	16,385	2.00
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	15,417	1.88
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	9,722	1.19
計	—	229,863	28.16

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 26,775千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 16,385千株

2 当行は、平成23年9月30日現在、自己株式を 49,329千株(6.04%)保有しており、上記大株主からは除外しております。

次の法人から、平成22年11月8日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により平成22年11月1日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行としては当第2四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりません。

当該報告書の内容は以下のとおりであります。なお、当該法人2社は共同保有者であります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シルチェスター・パートナーズ・リミ テッド (旧商号:シルチェスター・インター ナショナル・インベスターズ・リミテ ッド)	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエ ル、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階	—	—
シルチェスター・インターナシヨナ ル・インベスターズ・エルエルビー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエ ル、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階	41,913	5.10



## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 49,329,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 762,334,000	762,334	同上
単元未満株式	普通株式 4,568,875	—	同上
発行済株式総数	816,231,875	—	—
総株主の議決権	—	762,334	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2,000株及び800株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が2個含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式564株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社常陽銀行	水戸市南町2丁目5番5号	49,329,000	—	49,329,000	6.04
計	—	49,329,000	—	49,329,000	6.04

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	251,437	337,084
コールローン及び買入手形	—	6,770
買入金銭債権	37,755	32,796
特定取引資産	7,675	3,466
有価証券	※6, ※11 2,187,773	※6, ※11 2,350,620
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 4,769,896	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 4,780,795
外国為替	7,816	1,194
リース債権及びリース投資資産	※6 28,520	※6 27,704
その他資産	※6 48,648	※6 54,755
有形固定資産	※8, ※9 94,455	※8, ※9 92,863
無形固定資産	8,237	8,115
繰延税金資産	25,857	28,268
支払承諾見返	21,373	20,930
貸倒引当金	△50,838	△51,127
投資損失引当金	△303	△311
資産の部合計	7,438,307	7,693,929
<b>負債の部</b>		
預金	※6 6,804,955	※6 7,057,926
譲渡性預金	11,870	2,283
コールマネー及び売渡手形	13,636	4,851
債券貸借取引受入担保金	※6 13,332	※6 9,922
特定取引負債	282	245
借入金	※6, ※10 53,188	※6, ※10 74,141
外国為替	415	266
社債	5,000	5,000
信託勘定借	19	16
その他負債	64,035	68,130
退職給付引当金	5,165	5,202
役員退職慰労引当金	25	19
睡眠預金払戻損失引当金	1,582	1,553
ポイント引当金	129	142
利息返還損失引当金	9	9
偶発損失引当金	1,883	1,854
特別法上の引当金	1	1
再評価に係る繰延税金負債	※8 13,955	※8 13,848
負ののれん	2,449	2,370
支払承諾	21,373	20,930
負債の部合計	7,013,309	7,268,715

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	85,113	85,113
資本剰余金	58,574	58,574
利益剰余金	266,435	272,698
自己株式	△25,858	△25,807
株主資本合計	384,264	390,578
その他有価証券評価差額金	30,129	24,326
繰延ヘッジ損益	△2,304	△2,616
土地再評価差額金	※8 10,978	※8 10,838
その他の包括利益累計額合計	38,803	32,549
新株予約権	69	59
少数株主持分	1,859	2,026
純資産の部合計	424,997	425,213
負債及び純資産の部合計	7,438,307	7,693,929

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
経常収益	79,123	77,114
資金運用収益	54,070	51,577
(うち貸出金利息)	41,933	38,692
(うち有価証券利息配当金)	11,649	12,196
信託報酬	12	18
役務取引等収益	11,345	11,081
特定取引収益	334	241
その他業務収益	4,218	3,557
その他経常収益	9,142	※1 10,639
経常費用	62,143	61,953
資金調達費用	4,409	3,297
(うち預金利息)	3,397	2,315
役務取引等費用	3,495	3,548
その他業務費用	1,008	115
営業経費	36,892	36,764
その他経常費用	※2 16,338	※2 18,227
経常利益	16,979	15,160
特別利益	1,024	—
固定資産処分益	0	—
償却債権取立益	1,024	—
特別損失	437	915
固定資産処分損	207	175
減損損失	※3 70	※3 740
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0
その他の特別損失	※4 159	—
税金等調整前中間純利益	17,565	14,245
法人税、住民税及び事業税	3,014	3,919
法人税等調整額	3,025	948
法人税等合計	6,039	4,868
少数株主損益調整前中間純利益	11,526	9,377
少数株主利益	125	167
中間純利益	11,400	9,209

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
少数株主損益調整前中間純利益	11,526	9,377
その他の包括利益	△5,671	△6,114
その他有価証券評価差額金	△4,776	△5,803
繰延ヘッジ損益	△895	△311
中間包括利益	5,854	3,262
親会社株主に係る中間包括利益	5,730	3,095
少数株主に係る中間包括利益	123	167

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	85,113	85,113
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	85,113	85,113
資本剰余金		
当期首残高	58,574	58,574
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	58,574	58,574
利益剰余金		
当期首残高	261,752	266,435
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,091	△3,067
中間純利益	11,400	9,209
自己株式の処分	△4	△18
土地再評価差額金の取崩	28	139
当中間期変動額合計	8,333	6,263
当中間期末残高	270,086	272,698
自己株式		
当期首残高	△26,845	△25,858
当中間期変動額		
自己株式の取得	△10	△7
自己株式の処分	11	58
当中間期変動額合計	0	50
当中間期末残高	△26,844	△25,807
株主資本合計		
当期首残高	378,594	384,264
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,091	△3,067
中間純利益	11,400	9,209
自己株式の取得	△10	△7
自己株式の処分	7	39
土地再評価差額金の取崩	28	139
当中間期変動額合計	8,333	6,313
当中間期末残高	386,928	390,578
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	38,805	30,129
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△4,774	△5,802
当中間期変動額合計	△4,774	△5,802
当中間期末残高	34,031	24,326

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	△1,938	△2,304
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△895	△311
当中間期変動額合計	△895	△311
当中間期末残高	△2,833	△2,616
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	11,000	10,978
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△28	△139
当中間期変動額合計	△28	△139
当中間期末残高	10,972	10,838
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	47,868	38,803
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△5,698	△6,254
当中間期変動額合計	△5,698	△6,254
当中間期末残高	42,169	32,549
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	21	69
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	20	△9
当中間期変動額合計	20	△9
当中間期末残高	42	59
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	1,617	1,859
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	123	166
当中間期変動額合計	123	166
当中間期末残高	1,741	2,026
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	428,101	424,997
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,091	△3,067
中間純利益	11,400	9,209
自己株式の取得	△10	△7
自己株式の処分	7	39
土地再評価差額金の取崩	28	139
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△5,553	△6,097
当中間期変動額合計	2,779	216
当中間期末残高	430,881	425,213



## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	17,565	14,245
減価償却費	3,026	3,168
減損損失	70	740
負ののれん償却額	△79	△79
貸倒引当金の増減(△)	2,459	289
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△0	8
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△3	△5
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△41	△28
ポイント引当金の増減額(△は減少)	26	13
偶発損失引当金の増減(△)	△22	△29
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△37	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	232	37
資金運用収益	△56,420	△54,232
資金調達費用	4,409	3,297
有価証券関係損益(△)	187	2,650
為替差損益(△は益)	8,644	8,189
固定資産処分損益(△は益)	207	175
特定取引資産の純増(△)減	811	4,208
特定取引負債の純増減(△)	12	△36
リース投資資産の増減額(△は増加)	4	815
貸出金の純増(△)減	42,726	△10,898
預金の純増減(△)	△1,407	252,970
譲渡性預金の純増減(△)	9,739	△9,587
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△61,890	25,553
普通社債発行及び償還による増減(△)	△10,000	—
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	32,703	1,996
コールローン等の純増(△)減	27,232	△1,811
コールマネー等の純増減(△)	62,423	△8,785
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△17,993	△3,409
外国為替(資産)の純増(△)減	1,089	6,622
外国為替(負債)の純増減(△)	△361	△148
信託勘定借の純増減(△)	0	△2
資金運用による収入	57,086	54,950
資金調達による支出	△5,549	△4,751
その他	3,511	△4,194
小計	120,365	281,929
法人税等の支払額	△1,258	△4,638
営業活動によるキャッシュ・フロー	119,107	277,290

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△403,300	△465,392
有価証券の売却による収入	213,523	155,634
有価証券の償還による収入	109,403	130,200
有形固定資産の取得による支出	△2,138	△1,280
有形固定資産の売却による収入	14	20
無形固定資産の取得による支出	△1,894	△1,174
投資活動によるキャッシュ・フロー	△84,392	△181,991
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入れによる収入	5,000	5,400
劣後特約付借入金の返済による支出	△10,000	△10,000
配当金の支払額	△3,091	△3,067
少数株主への配当金の支払額	△0	△0
自己株式の取得による支出	△10	△7
自己株式の売却による収入	7	39
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,094	△7,635
現金及び現金同等物に係る換算差額	△20	△20
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	26,599	87,643
現金及び現金同等物の期首残高	129,800	239,686
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 156,400	※1 327,330

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 9社 主要な会社名 株式会社常陽リース、常陽信用保証株式会社、株式会社常陽クレジット、常陽施設管理株式会社、常陽証券株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 9社 (2) それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 当行及び連結子会社の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであります。 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 当行及び連結子会社の有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託は中間連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、国内株式及び国内投資信託以外で時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 当行のデリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間  
 (自 平成23年4月1日  
 至 平成23年9月30日)

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、当行及び連結子会社の一部は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は41,946百万円(前連結会計年度末は42,933百万円)であります。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行及び連結子会社は、投資等について、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

当行及び連結子会社の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行及び連結子会社のうち1社が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社のうち1社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準          当行の偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。</p>
<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準          特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金1百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準          当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。          連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日の為替相場により換算しております。</p>
<p>(15) リース取引の処理方法          借主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。          また、貸主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末において有形固定資産及び無形固定資産に含めていた適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ税金等調整前中間純利益は144百万円多く計上されております。</p>
<p>(16) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準          貸主側において、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>
<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法          (イ) 金利リスク・ヘッジ          当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。          (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ          当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。          ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。          なお、当行の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。          また、連結子会社のうち1社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。</p>
<p>(18) 負ののれんの償却方法及び償却期間          負ののれんは、20年間の定額法により償却を行っております。</p>
<p>(19) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲          中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、当行については現金及び日本銀行への預け金であり、連結子会社については、現金及び預け金(定期預け金を除く)であります。</p>
<p>(20) 消費税等の会計処理          当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>

【会計方針の変更等】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、この変更を適用しなかった場合の前中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の金額に変動はありません。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																				
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は4,680百万円、延滞債権額は114,303百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,572百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は31,551百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は152,107百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、25,407百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">359,872百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">23,185百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">13,332百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">14,880百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券97,559百万円を差し入れております。</p> <p>また、連結子会社のうち1社は、借入金1,725百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権2,385百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち先物取引差入証拠金は160百万円、保証金・敷金は1,390百万円であります。</p>	有価証券	359,872百万円	担保資産に対応する債務		預金	23,185百万円	債券貸借取引受入担保金	13,332百万円	借入金	14,880百万円	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は3,436百万円、延滞債権額は111,393百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,051百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,340百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は154,222百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,031百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">199,598百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">28,557百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">9,922百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">41,050百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券96,598百万円を差し入れております。</p> <p>また、連結子会社のうち1社は、借入金1,225百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権1,781百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち先物取引差入証拠金は160百万円、保証金・敷金は1,367百万円であります。</p>	有価証券	199,598百万円	担保資産に対応する債務		預金	28,557百万円	債券貸借取引受入担保金	9,922百万円	借入金	41,050百万円
有価証券	359,872百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	23,185百万円																				
債券貸借取引受入担保金	13,332百万円																				
借入金	14,880百万円																				
有価証券	199,598百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	28,557百万円																				
債券貸借取引受入担保金	9,922百万円																				
借入金	41,050百万円																				

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,451,218百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが906,626百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,508,150百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが950,227百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 27,878百万円</p>	<p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。</p>
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 98,940百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 97,443百万円</p>
<p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 25,000百万円が含まれております。</p>	<p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,400百万円が含まれております。</p>
<p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は15,590百万円であります。</p>	<p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は14,311百万円であります。</p>



## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	※1 「その他経常収益」には、償却債権取立益1,159百万円を含んでおります。
※2 その他経常費用には、貸出金償却3,103百万円、貸倒引当金繰入額4,436百万円及び株式等償却126百万円を含んでおります。	※2 その他経常費用には、貸出金償却3,266百万円、貸倒引当金繰入額3,678百万円及び株式等償却870百万円を含んでおります。
※3 「減損損失」は、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等の土地について70百万円計上しております。 当行の稼働資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。	※3 「減損損失」は、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について740百万円計上しております。 上記減損損失の固定資産の種類ごとの明細は、土地（その他の有形固定資産及び土地）738百万円、建物（その他の有形固定資産及び建物）は1百万円であります。 当行及び連結子会社の稼働資産については、営業用店舗等を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。
※4 その他の特別損失は、時間外割増賃金等の遡及支払額であります。	

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

## I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	822,231	—	—	822,231	
合計	822,231	—	—	822,231	
自己株式					
普通株式	49,367	29	20	49,376	(注)
合計	49,367	29	20	49,376	

(注) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

単元未満株の買取請求による増加29千株。

単元未満株の買増請求による減少17千株。ストック・オプションの権利行使による減少3千株。

## 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計 期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株 予約権		—			42	
	合計		—			42	

## 3 配当に関する事項

## (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,091	4	平成22年3月31日	平成22年6月28日

## (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	3,091	その他利益 剰余金	4	平成22年9月30日	平成22年12月6日

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	816,231	—	—	816,231	
合計	816,231	—	—	816,231	
自己株式					
普通株式	49,416	23	111	49,329	(注)
合計	49,416	23	111	49,329	

(注) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

単元未満株の買取請求による増加23千株。

単元未満株の買増請求による減少14千株。ストックオプションの権利行使による減少96千株。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計 期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—			59	
	合計		—			59	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,067	4	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	3,067	その他利益 剰余金	4	平成23年9月30日	平成23年12月5日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 167,136	現金預け金勘定 337,084
当行における日本銀行以外の 他の金融機関への預け金 △10,736	当行における日本銀行以外の 他の金融機関への預け金 △9,754
現金及び現金同等物 156,400	現金及び現金同等物 327,330

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

(単位: 百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	8	4	—	3
無形固定資産	—	—	—	—
合計	8	4	—	3

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

(単位: 百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	8	5	—	3
無形固定資産	—	—	—	—
合計	8	5	—	3

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	0	0
1年超	2	2
合計	3	3

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末(期末)残高が有形固定資産の中間連結会計期間末(期末)残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

③ リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

該当ありません。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

該当ありません。

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位: 百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	1	0
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	1	0
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	41	41
1年超	355	334
合計	396	375

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	8	8
1年超	21	16
合計	29	25

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

## I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	251,437	251,437	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	28,064	28,200	135
その他有価証券	2,150,656	2,150,656	—
(3) 貸出金	4,769,896		
貸倒引当金(*1)	△43,863		
	4,726,033	4,795,725	69,691
資産計	7,156,192	7,226,019	69,827
(1) 預金	6,804,955	6,808,161	△3,205
(2) 譲渡性預金	11,870	11,870	—
(3) 借入金	53,188	53,641	△453
負債計	6,870,013	6,873,673	△3,659
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	752	752	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△4,760	△4,760	—
デリバティブ取引計	△4,007	△4,007	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金預け金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、もしくは最善の見積りにより算定した時価によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出された現在価格を時価としております。その割引率は、格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率に基づいて算出しております。

変動利付国債については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

証券化商品であるローン担保証券等のうち、減損処理を実施したものを除き、外部格付の低下が認められず、担保資産の健全性が保たれており今後も継続して保有する銘柄については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、デフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等が主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

## (1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

## (3) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	5,397
② 投資事業組外出資金(*3)	3,655
合 計	9,053

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2)当連結会計年度において、非上場株式について89百万円減損処理を行っております。

(\*3)投資事業組外出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

## II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	337,084	337,084	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	30,696	30,907	211
その他有価証券	2,310,578	2,310,578	—
(3) 貸出金	4,780,795		
貸倒引当金(*1)	△44,297		
	4,736,497	4,812,819	76,322
資産計	7,414,857	7,491,390	76,533
(1) 預金	7,057,926	7,060,298	△2,371
(2) 譲渡性預金	2,283	2,283	—
(3) 借入金	74,141	74,554	△413
負債計	7,134,350	7,137,136	△2,785
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	836	836	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△2,240	△2,240	—
デリバティブ取引計	△1,404	△1,404	—

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2)特定取引資産・負債及びその他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### (注1)金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預け金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、もしくは最善の見積りにより算定した時価によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出された現在価格を時価としております。その割引率は、格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率に基づいて算出しております。

市場価格と理論価格の乖離が大きい変動利付国債については、合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

証券化商品であるローン担保証券等のうち、減損処理を実施したものを除き、外部格付の低下が認められず、担保資産の健全性が保たれており今後も継続して保有する銘柄については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、デフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等が主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

##### (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率及び回収率に基づいて算出した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (3) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	5,374
② 投資事業組合出資金(*3)	3,971
合 計	9,345

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について21百万円減損処理を行っております。

(\*3) 投資事業組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	18,560	18,816	256
	国債	500	500	0
	地方債	—	—	—
	社債	18,060	18,316	256
	その他	299	299	0
	外国債券	—	—	—
	その他	299	299	0
	小計	18,859	19,115	256
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	9,504	9,383	△120
	国債	7,496	7,494	△1
	地方債	1	1	—
	社債	2,006	1,887	△118
	その他	3,843	3,831	△12
	外国債券	—	—	—
	その他	3,843	3,831	△12
	小計	13,348	13,215	△132
	合計	32,207	32,330	123

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	124,110	84,503	39,606
	債券	1,539,119	1,515,589	23,529
	国債	914,457	900,730	13,726
	地方債	314,894	309,370	5,523
	社債	309,768	305,489	4,278
	その他	72,010	70,312	1,697
	外国債券	57,918	56,795	1,122
	その他	14,091	13,516	574
		小計	1,735,239	1,670,405
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	40,061	49,471	△9,409
	債券	263,944	265,924	△1,980
	国債	191,158	192,510	△1,352
	地方債	20,119	20,238	△118
	社債	52,665	53,175	△509
	その他	129,638	135,680	△6,042
	外国債券	92,943	95,300	△2,356
	その他	36,694	40,380	△3,685
	小計	433,643	451,076	△17,432
	合計	2,168,883	2,121,482	47,401

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,290百万円(うち、株式1,644百万円、債券645百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)の趣旨に基づき、国内株式及び国内投資信託については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。

## II 当中間連結会計期間

### 1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	19,933	20,170	237
	国債	2,000	2,001	1
	地方債	—	—	—
	社債	17,932	18,169	236
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	19,933	20,170	237
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	10,762	10,736	△26
	国債	10,000	9,999	△0
	地方債	—	—	—
	社債	762	736	△25
	その他	3,001	2,993	△8
	外国債券	—	—	—
	その他	3,001	2,993	△8
	小計	13,764	13,729	△34
合計		33,697	33,900	203

### 2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	98,925	72,544	26,380
	債券	1,731,221	1,703,955	27,265
	国債	1,060,780	1,045,482	15,297
	地方債	313,024	306,954	6,069
	社債	357,416	351,518	5,897
	その他	86,131	83,405	2,725
	外国債券	74,671	72,434	2,237
	その他	11,459	10,971	488
	小計	1,916,277	1,859,905	56,371
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	46,856	60,601	△13,744
	債券	271,757	272,356	△598
	国債	249,312	249,756	△444
	地方債	4,999	4,999	△0
	社債	17,445	17,599	△153
	その他	91,560	95,511	△3,950
	外国債券	52,036	52,950	△913
	その他	39,523	42,560	△3,037
小計	410,174	428,468	△18,294	
合計		2,326,451	2,288,373	38,077

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、964百万円（うち、株式849百万円、債券115百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）の趣旨に基づき、国内株式及び国内投資信託については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。



(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。

II 当中間連結会計期間

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)  
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

- その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)  
連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	47,872
その他有価証券	47,872
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	17,743
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	30,129
(△)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	30,129

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額471百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間

- その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)  
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	38,814
その他有価証券	38,814
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	14,488
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	24,326
(△)少数株主持分相当額	△0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	24,326

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額737百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	102,386	25,832	433	433
	受取変動・支払固定	102,386	25,832	△211	△211
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	キャップ				
	売建	1,137	707	△0	64
	買建	1,137	707	0	△27
	スワップション				
	売建	35,410	1,450	△103	33
	買建	35,410	1,450	103	103
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	221	395

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約	920,449	742,353	461	461
	売建	4,374	2,776	△71	△71
	買建	3,653	1,411	141	141
	通貨オプション				
	売建	10,239	2,107	△427	△173
	買建	10,239	2,107	428	261
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	531	618

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	277	—	△1	△1
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△1	△1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。

## II 当中間連結会計期間

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	109,103	27,778	398	398
	受取変動・支払固定	109,103	27,778	△161	△161
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	キャップ				
	売建	1,072	452	△0	65
	買建	1,072	452	0	△28
	スワップション				
	売建	44,025	1,980	△103	31
買建	44,025	1,980	103	103	
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	237	410

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	808,705	552,223	436	436
	為替予約				
	売建	4,393	1,588	342	342
	買建	3,567	186	△180	△180
	通貨オプション				
	売建	12,519	2,924	△392	△52
	買建	12,519	2,924	252	194
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	457	739

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	427	—	1	1
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	1	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 21百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

付与対象者の区分及び人数	平成22年ストック・オプション	
	当行の取締役10名	当行の執行役員13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注1)	普通株式 79,606株	普通株式 61,881株
付与日	平成22年7月21日	平成22年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成22年7月22日から平成52年7月21日まで	平成22年7月22日から平成52年7月21日まで
権利行使価格 (注2)	1円	1円
付与日における公正な評価単価 (注2)	297円	318円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。  
2. 1株あたりに換算して記載しております。

II 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 24百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

付与対象者の区分及び人数	平成23年ストック・オプション	
	当行の取締役10名	当行の執行役員13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注1)	普通株式 78,720株	普通株式 60,999株
付与日	平成23年7月20日	平成23年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成23年7月21日から平成53年7月20日まで	平成23年7月21日から平成53年7月20日まで
権利行使価格 (注2)	1円	1円
付与日における公正な評価単価 (注2)	300円	321円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。  
2. 1株あたりに換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び子会社9社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、保証業務、銀行事務代行業務、証券業務などの金融サービスを提供しております。なお、「銀行業務」、「リース業務」を報告セグメントとし、保証業務等につきましては「その他」としております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は経常利益をベースとした数値であります。なお、セグメント間の経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	68,889	7,733	76,623	2,500	79,123	—	79,123
セグメント間の内部経常収益	565	662	1,227	2,291	3,519	△3,519	—
計	69,454	8,396	77,851	4,792	82,643	△3,519	79,123
セグメント利益	15,724	721	16,445	583	17,029	△49	16,979
セグメント資産	7,352,384	42,732	7,395,116	36,947	7,432,064	△68,626	7,363,437
セグメント負債	6,926,578	37,659	6,964,238	25,059	6,989,297	△56,741	6,932,556
その他の項目							
減価償却費	2,735	24	2,760	145	2,905	121	3,026
資金運用収益	54,132	34	54,166	145	54,311	△241	54,070
資金調達費用	4,375	196	4,572	100	4,672	△262	4,409
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,909	24	3,933	99	4,033	—	4,033

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント経常収益の調整額△3,519百万円には、セグメント間取引消去△3,598百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額△68,626百万円には、セグメント間取引消去△59,576百万円が含まれております。
- (3) セグメント負債の調整額△56,741百万円には、セグメント間取引消去△56,579百万円が含まれております。
- (4) 減価償却費の調整額121百万円には、連結上「その他の有形（無形）固定資産」となるリース投資資産にかかわる減価償却費121百万円が含まれております。
- (5) 資金運用収益の調整額△241百万円には、セグメント間の資金貸借利息△238百万円が含まれております。
- (6) 資金調達費用の調整額△262百万円には、セグメント間の資金貸借利息△261百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び子会社9社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、保証業務、銀行事務代行業務、証券業務などの金融サービスを提供しております。なお、「銀行業務」、「リース業務」を報告セグメントとし、保証業務等につきましては「その他」としております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は経常利益をベースとした数値であります。なお、セグメント間の経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	67,216	7,610	74,827	2,287	77,114	—	77,114
セグメント間の内部経常収益	586	548	1,135	2,313	3,449	△3,449	—
計	67,803	8,159	75,963	4,601	80,564	△3,449	77,114
セグメント利益	13,253	760	14,013	1,064	15,078	82	15,160
セグメント資産	7,678,882	41,455	7,720,338	36,674	7,757,013	△63,083	7,693,929
セグメント負債	7,259,848	35,602	7,295,450	24,682	7,320,132	△51,417	7,268,715
その他の項目							
減価償却費	3,045	25	3,071	129	3,200	△31	3,168
資金運用収益	51,614	30	51,644	118	51,763	△186	51,577
資金調達費用	3,266	150	3,417	87	3,505	△207	3,297
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,321	0	2,322	132	2,454	—	2,454

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント経常収益の調整額△3,449百万円には、セグメント間取引消去△3,528百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額△63,083百万円には、セグメント間取引消去△53,836百万円が含まれております。
- (3) セグメント負債の調整額△51,417百万円には、セグメント間取引消去△50,828百万円が含まれております。
- (4) 減価償却費の調整額△31百万円には、連結上「その他の有形（無形）固定資産」となるリース投資資産にかかわる減価償却費△31百万円が含まれております。
- (5) 資金運用収益の調整額△186百万円には、セグメント間の資金貸借利息△183百万円が含まれております。
- (6) 資金調達費用の調整額△207百万円には、セグメント間の資金貸借利息△206百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

### I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

#### 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	41,933	15,631	7,693	13,865	79,123

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

### II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

#### 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	38,692	15,587	7,610	15,223	77,114

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	70	—	70	—	70

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	269	—	269	470	740

（注）その他の金額は、子会社の遊休資産等に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
(負ののれん)					
当中間期償却額	79	—	79	—	79
当中間期末残高	2,528	—	2,528	—	2,528

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
(負ののれん)					
当中間期償却額	79	—	79	—	79
当中間期末残高	2,370	—	2,370	—	2,370

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	551.72	551.73

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間連結会計期間末の普通株式の数の種類別の内訳

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	424,997	425,213
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,929	2,086
（うち新株予約権）	百万円	69	59
（うち少数株主持分）	百万円	1,859	2,026
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	423,067	423,127
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	766,815	766,902

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	14.75	12.00
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	11,400	9,209
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	11,400	9,209
普通株式の期中平均株式数	千株	772,859	766,859
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	14.74	12.00
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	37	143
うち新株予約権	千株	37	143
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	251,214	337,041
コールローン	—	6,770
買入金銭債権	37,755	32,796
特定取引資産	7,675	3,466
有価証券	※1, ※7, ※12 2,185,635	※1, ※7, ※12 2,344,491
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 4,800,612	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 4,812,282
外国為替	7,816	1,194
その他資産	※7 38,431	※7 44,889
有形固定資産	※9, ※10 85,715	※9, ※10 84,836
無形固定資産	8,457	8,306
繰延税金資産	20,973	23,799
支払承諾見返	21,373	20,930
貸倒引当金	△44,013	△44,438
投資損失引当金	△303	△311
資産の部合計	7,421,342	7,676,056
<b>負債の部</b>		
預金	※7 6,817,506	※7 7,070,005
譲渡性預金	12,970	3,383
コールマネー	13,636	4,851
債券貸借取引受入担保金	※7 13,332	※7 9,922
特定取引負債	282	245
借入金	※7, ※11 48,880	※7, ※11 70,450
外国為替	415	266
社債	5,000	5,000
信託勘定借	19	16
その他負債	49,023	52,685
未払法人税等	4,831	3,739
リース債務	2,973	2,920
その他の負債	41,218	46,026
退職給付引当金	4,725	4,736
睡眠預金払戻損失引当金	1,582	1,553
ポイント引当金	79	96
偶発損失引当金	1,883	1,854
再評価に係る繰延税金負債	※9 12,815	※9 12,709
支払承諾	21,373	20,930
負債の部合計	7,003,525	7,258,708

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	85,113	85,113
資本剰余金	58,574	58,574
資本準備金	58,574	58,574
利益剰余金	263,953	269,690
利益準備金	55,317	55,317
その他利益剰余金	208,636	214,373
固定資産圧縮積立金	256	254
別途積立金	194,432	198,432
繰越利益剰余金	13,948	15,686
自己株式	△26,952	△26,899
株主資本合計	380,688	386,477
その他有価証券評価差額金	30,070	24,274
繰延ヘッジ損益	△2,304	△2,616
土地再評価差額金	※9 9,291	※9 9,151
評価・換算差額等合計	37,058	30,810
新株予約権	69	59
純資産の部合計	417,816	417,347
負債及び純資産の部合計	7,421,342	7,676,056

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
経常収益	69,454	67,803
資金運用収益	54,132	51,614
(うち貸出金利息)	42,005	38,743
(うち有価証券利息配当金)	11,642	12,184
信託報酬	12	18
役務取引等収益	9,787	9,606
特定取引収益	145	164
その他業務収益	4,214	3,547
その他経常収益	1,161	※1 2,852
経常費用	53,730	54,549
資金調達費用	4,375	3,266
(うち預金利息)	3,405	2,317
役務取引等費用	3,903	3,958
その他業務費用	1,008	115
営業経費	※2 36,561	※2 36,499
その他経常費用	※3 7,881	※3 10,708
経常利益	15,724	13,253
特別利益	※4 836	—
特別損失	※5 433	※5 440
税引前中間純利益	16,127	12,813
法人税、住民税及び事業税	2,234	3,600
法人税等調整額	3,243	526
法人税等合計	5,477	4,127
中間純利益	10,649	8,685

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	85,113	85,113
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	85,113	85,113
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	58,574	58,574
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	58,574	58,574
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	58,574	58,574
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	58,574	58,574
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	55,317	55,317
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	55,317	55,317
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
当期首残高	254	256
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△1	△1
当中間期変動額合計	△1	△1
当中間期末残高	252	254
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	190,432	194,432
当中間期変動額		
別途積立金の積立	4,000	4,000
当中間期変動額合計	4,000	4,000
当中間期末残高	194,432	198,432
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	14,479	13,948
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,091	△3,067
中間純利益	10,649	8,685
固定資産圧縮積立金の取崩	1	1
別途積立金の積立	△4,000	△4,000
自己株式の処分	△4	△21
土地再評価差額金の取崩	28	139
当中間期変動額合計	3,584	1,738
当中間期末残高	18,063	15,686

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
利益剰余金合計		
当期首残高	260,483	263,953
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,091	△3,067
中間純利益	10,649	8,685
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
自己株式の処分	△4	△21
土地再評価差額金の取崩	28	139
当中間期変動額合計	7,582	5,736
当中間期末残高	268,065	269,690
自己株式		
当期首残高	△28,073	△26,952
当中間期変動額		
自己株式の取得	△10	△7
自己株式の処分	11	60
当中間期変動額合計	0	52
当中間期末残高	△28,072	△26,899
株主資本合計		
当期首残高	376,096	380,688
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,091	△3,067
中間純利益	10,649	8,685
自己株式の取得	△10	△7
自己株式の処分	7	39
土地再評価差額金の取崩	28	139
当中間期変動額合計	7,583	5,789
当中間期末残高	383,679	386,477
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	38,703	30,070
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△4,758	△5,796
当中間期変動額合計	△4,758	△5,796
当中間期末残高	33,945	24,274
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△1,938	△2,304
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△895	△311
当中間期変動額合計	△895	△311
当中間期末残高	△2,833	△2,616
土地再評価差額金		
当期首残高	9,313	9,291
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△28	△139
当中間期変動額合計	△28	△139
当中間期末残高	9,285	9,151

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	46,079	37,058
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5,682	△6,247
当中間期変動額合計	△5,682	△6,247
当中間期末残高	40,397	30,810
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	21	69
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	20	△9
当中間期変動額合計	20	△9
当中間期末残高	42	59
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	422,197	417,816
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△3,091	△3,067
中間純利益	10,649	8,685
自己株式の取得	△10	△7
自己株式の処分	7	39
土地再評価差額金の取崩	28	139
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5,661	△6,257
当中間期変動額合計	1,921	△468
当中間期末残高	424,118	417,347



【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託については中間決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、国内株式及び国内投資信託以外で時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は40,072百万円(前事業年度末は40,936百万円)であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理</p> <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(5) ポイント引当金 ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>

#### 【会計方針の変更等】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計方針の変更)	<p>当中間会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更を適用しなかった場合の前中間会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の金額に変動はありません。</p>

#### 【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 関係会社の株式総額 6,267百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,598百万円、延滞債権額は113,718百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,572百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は31,551百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は151,442百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,407百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 359,872百万円 担保資産に対応する債務 預金 23,185百万円 債券貸借取引受入担保金 13,332百万円 借入金 14,880百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券97,559百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は160百万円、保証金・敷金は3,140百万円であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 6,267百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,344百万円、延滞債権額は110,856百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,051百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,340百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は153,591百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は22,031百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 199,598百万円 担保資産に対応する債務 預金 28,557百万円 債券貸借取引受入担保金 9,922百万円 借入金 41,050百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券96,598百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は160百万円、保証金・敷金は3,117百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,427,073百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが906,406百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 27,860百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 77,867百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は15,590百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,485,945百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが949,630百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 78,977百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,400百万円が含まれております。</p> <p>※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は14,311百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,765百万円 無形固定資産 969百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸出金償却2,472百万円、貸倒引当金繰入額4,065百万円及び株式等償却126百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別利益には、償却債権取立益836百万円を含んでおります。</p> <p>※5 特別損失には、固定資産処分損203百万円及び時間外割増賃金等の遡及支払額159百万円を含んでおります。 また、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等の土地について70百万円の減損損失を計上しております。 稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、償却債権取立益1,051百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,782百万円 無形固定資産 1,262百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸出金償却2,840百万円、貸倒引当金繰入額3,730百万円及び株式等償却870百万円を含んでおります。</p> <p>※5 特別損失には、固定資産処分損170百万円を含んでおります。 また、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について269百万円の減損損失を計上しております。 上記減損損失の固定資産の種類ごとの明細は、土地（その他の有形固定資産）268百万円、建物（その他の有形固定資産）は0百万円であります。 稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	49,367	29	20	49,376	(注)
合計	49,367	29	20	49,376	

(注) 自己株式数の増加及び減少は、次のとおりであります。

単元未満株の買取請求による増加29千株。

単元未満株の買増請求による減少17千株。ストック・オプションの権利行使による減少3千株。

II 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	49,416	23	111	49,329	(注)
合計	49,416	23	111	49,329	

(注) 自己株式数の増加及び減少は、次のとおりであります。

単元未満株の買取請求による増加23千株。

単元未満株の買増請求による減少14千株。ストック・オプションの権利行使による減少96千株。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前事業年度 (平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、事務機器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、事務機器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	2,227	1,709	—	518
無形固定資産	240	181	—	58
合計	2,468	1,890	—	577

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間（平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	1,863	1,553	—	310
無形固定資産	215	179	—	35
合計	2,078	1,732	—	346

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	423	307
1年超	154	38
合計	577	346

(注) 未経過リース料中間会計期間末（期末）残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末（期末）残高が有形固定資産の中間会計期間末（期末）残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ リース資産減損勘定期末残高

前事業年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当中間会計期間（平成23年9月30日）

該当ありません。

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

（単位：百万円）

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	324	231
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	324	231
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	41	41
1年超	355	334
合計	396	375



(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)  
子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	6,267
関連会社株式	—
合計	6,267

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)  
子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	6,267
関連会社株式	—
合計	6,267

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	13.77	11.32
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	10,649	8,685
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	10,649	8,685
普通株式の期中平均株式数	千株	772,859	766,859
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	13.77	11.32
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	37	143
うち新株予約権	千株	37	143
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

#### 4 【その他】

##### ① 中間配当

平成23年11月10日開催の取締役会において、第121期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	3,067百万円
1株当たりの中間配当金	4円

##### ② 信託財産残高表

資産				
科目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	136	4.59	139	5.14
有形固定資産	2,555	86.09	2,353	86.48
無形固定資産	154	5.20	115	4.24
その他債権	4	0.15	2	0.10
銀行勘定貸	19	0.64	16	0.60
現金預け金	98	3.33	93	3.44
合計	2,968	100.00	2,720	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	44	1.50	42	1.56
包括信託	2,924	98.50	2,678	98.44
合計	2,968	100.00	2,720	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前事業年度及び当中間会計期間の取扱残高はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月21日

株式会社常陽銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	麻 生 和 孝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 内 正 彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 尾 礎 樹	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月21日

株式会社常陽銀行

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 尾 礎 樹 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第121期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。